

諮問番号：令和6年度諮問第4号

答申番号：令和7年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

令和6年6月26日、処分庁は、審査請求人に対し、福祉医療費支給申請を精神疾患による医療は対象外であるという理由で却下することに決定し、その旨を通知する却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

2 審査請求

審査請求人は、令和6年8月7日、三木市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、却下の理由を精神疾患による医療は対象外のためとしている。
- (2) しかし、審査請求人の主病はパーキンソン病である。
- (3) したがって、却下の理由にはならず、処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、本件入院に係る診療費について、三木市福祉医療費助成条例施行規則（昭和48年三木市規則第8号）第5

条の規定により、4回、重度障害者に係る福祉医療費の支給申請（以下「本件申請」という。）を行った。

- (2) 処分庁は、本件申請を受理した後、診療費領収書に精神科との記載があったため、当該医療費は支給対象外である旨を審査請求人に伝えたところ、審査請求人は、本件入院は精神疾患によるものではなく、パーキンソン病によるものであると主張した。
- (3) 審査請求人から提出された診療費領収書からは、本件入院がパーキンソン病によるものであると読み取ることはできないため、処分庁は、本件入院の主な事由を確認することで支給要件に該当するか否かを判断することとし、入院医療機関に対し、入院の主な事由が精神疾患による医療かそれ以外の疾患による医療かの照会を行った。その結果、入院の主な事由として「精神疾患による医療のため」との回答を得たため、当該医療費は、重度障害者の福祉医療費に該当しないと判断し、本件申請に対する却下を決定し、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- (4) 本件処分は、三木市福祉医療費助成条例（昭和48年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき行っているが、条例第3条第1項第3号は、重度障害者の福祉医療費を支給する場合として「重度障害者の福祉医療費は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）」と規定している。処分庁が審査請求人の入院医療機関へ照会した結果、本件申請に係る入院の主な事由は「精神疾患による医療」であったことから、市が本件申請について重度障害者の福祉医療費に該当しないと判断し、却下決定を行ったことは、適法かつ正当である。
- (5) 上記のとおり、本件処分は適法かつ正当に行われており、違法又は不当な点はなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に違法性及び不当性があるか否かについて

ア 条例第3条第1項第3号は、重度障害者の福祉医療費を支給する場合として「重度障害者の福祉医療費は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）」と規定している。

イ 審査請求人が提出した診療費領収書によると、■■■■病院に令和5年12月16日から令和6年3月15日まで入院したこと、精神科における入院であること、精神科専門療法を受けていること、及び投薬治療を受けたことが認められる。

また、処分庁が提出した入院医療機関からの回答によると、入院の主な事由は精神疾患による医療によるためであることが認められる。

この点につき、審査請求人が提出した診療明細書によると、精神科急性期治療病棟入院であること、入院精神療法を受けていること（令和5年12月に5回、令和6年1月に21回、同年2月に21回、同年3月に12回）、精神科作業療法を受けていること（令和5年12月に8回、令和6年1月に25回、同年2月に23回、同年3月に12回）が認められる。

以上によれば、本件入院は、精神疾患による疾病に係るものであると認められるから、本件申請に係る福祉医療費が支給の対象とはならないとする処分庁の判断に違法はない。

これに対し、審査請求人は主病がパーキンソン病であることから対象外とした処分庁の判断は違法であると主張する。

この点、審査請求人が提出したお薬手帳によると、令和5年

4月に70日分及び令和6年11月に35日分のパーキンソン病のための投薬を受けていることが認められる。また、診療明細書においても入院中も同様の投薬を受けていたことが認められるが、投薬以外のパーキンソン病に対する治療が行われていたかについて、審査請求人から何ら主張はない。

これらの事情によれば、入院中もパーキンソン病についての投薬は受けていたものの、従前からの投薬が継続されていたにすぎず、本件入院がパーキンソン病によるものであるとは認められない。

ウ よって、本件処分に違法な点は認められず、その他不当な点も認められない。

第5 審査庁の意見

本件審査請求は理由がないから、法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和7年1月30日	諮問
令和7年4月14日	調査審議
令和7年7月31日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 法における審査は、個々の行政処分の違法性及び不当性を審査するものである。
- (2) この点、審査請求書において審査請求人が述べているのは、条例第3条第1項第3号は重度障害者の福祉医療費を支給す

る場合として「重度障害者の福祉医療費は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）」と規定しているところ、本件入院は精神疾患によるものではなくパーキンソン病によるものであるから、福祉医療費は支給されるべきであるとの主張と理解できる。

そこで、本件を検討すると、処分庁は、審査請求人から提出された診療費領収書、入院医療機関から照会回答書（本件入院の主な事由に関するもの）等を検討のうえ、本件入院の主たる事由を精神疾患と認定し、条例の除外事由に該当するものとして福祉医療費の支給をしなかったものであり、その認定を覆すその他の理由は見出しがたい。

- (3) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるから、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。
- (4) なお、兵庫県においては難病医療費助成制度が存在し、パーキンソン病も指定難病とされている。審査請求人が、兵庫県へ申請し、支給認定基準を満たせば受給者証が発行され、兵庫県指定の指定医療機関に受給者証を提示すれば、自己負担限度額を超えた医療費の支払いが不要となるようである。

審査請求人においては、上記難病医療費助成制度の申請を検討されるよう申し添えるものである。

令和7年7月31日

三木市行政不服審査会
会長 矢形 幸之助
委員 丸茂 英雄
委員 入江 智美